

2 神 医 第 55 号

令和 2 年 4 月 10 日

郡 市 医 師 会 長 殿

神奈川県医師会新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 菊 岡 正 和 (神奈川県医師会会長)

新型コロナウイルス感染症陽性患者が判明した際の  
保健所等の指導内容について (会員からの情報提供のお願い)

新型コロナウイルス感染症がいよいよ蔓延期に近づき、県内での累計陽性者数も 400 名 (4/10 現在) を超えました。このような状況の中で、診療した患者さんが後日、同感染症の陽性が判明するといった事例が多数散見されております。

その結果、保健所等の指導により、「医療機関名の公表」、「診療の停止命令の問題」等の不安から、発熱や風邪症状の患者の診療を断らざるを得ないと、判断されている診療所もあり、会員の先生方の最大の関心事といっても過言ではありません。

本会としては、十分な医療資材がない中で、現場の最前線で戦う会員を守るためには、実際に経験をされた先生方からの情報提供がなによりも重要と考えております。

そして、貴重な情報を蓄積・整理し、陽性患者が判明した際に会員の先生方が冷静に対応できるよう、対策を講ずると共に、会員専用 HP で情報提供を検討してまいります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、当該事例 【診療した患者が後日、同感染症の陽性が判明し、診療所に対し保健所等の指導があった事例】 を経験された先生 (匿名・情報秘匿) から、県医師会への情報提供にご協力いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

事務担当：地域保健課 和田  
〒231-0037  
横浜市中区富士見町 3 - 1  
TEL：045-241-7000 FAX：045-241-1464  
E-mail：kansensho@kanagawa.med.or.jp

## 新型コロナウイルス感染症 陽性患者が判明した際の 保健所等の指導内容について（情報提供）

### 1 趣旨

現在、神奈川県内でも多数の新型コロナウイルス感染症 陽性患者が発生しております。このような状況の中で、「診療した患者さんが後日、同感染症の陽性が判明した」といった事例が多数散見されております。

その結果、保健所等の指導により、「医療機関名の公表」、「診療の停止命令の問題」等の不安から、発熱や風邪症状の患者の診療を断らざるを得ないと、判断されている先生方もいると伺っております。

この度、本会ではそのような事例【診療した患者が後日、同感染症の陽性が判明し、診療所に対し保健所等の指導があった事例】を経験された先生方（匿名・情報秘匿）から、県医師会へ貴重な事例を情報提供いただき整理し、今後の対策を講ずるとともに、保健所間の指導内容の差異なども検証し、会員HPに情報提供してまいります。

### 2 情報提供の方法

当該事例経験医師（会員医療機関）から、県医師会へ情報提供をいただく際には下記のいずれかの方法でお願いします。

#### （1）フォームによる情報提供

県医師会HP (<https://kanagawa-med.or.jp/>) トップページ > 新型コロナウイルス感染症「COVID-19」関連情報 > 医療機関向け > （会員からの情報提供のお願い） にアクセス後、アンケートお答えいただき、フォーム送信をお願いします。

#### （2）FAXによる情報提供

（1）と同様箇所（会員からの情報提供のお願い） にアクセスし、「情報提供用紙」（Word版・PDF版）をダウンロードし、必要事項を記入し、FAX（045-250-1251 FAX専用）でお送りください。

#### （3）実施期間

実施期間は当面の間といたします。（現段階で締め切りは決めておりません）

### 3 情報提供に関する問合せ先

県医師会地域保健課 和田

Tel: 045-241-7000 E-mail: kansensho@kanagawa.med.or.jp

新型コロナウイルス感染症 陽性患者が判明した際の  
保健所等の指導内容について【情報提供用紙】

Q1 貴院は

1 病院 2 診療所 3 その他 ( )

Q2 管轄保健所等はどちらですか。(該当箇所に○をしてください)

- 1 福祉保健センター(横浜市) 2 地域見守り支援センター(川崎市)
- 3 保健所(相模原市・横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市)
- 4 保健福祉事務所(平塚市・鎌倉市・小田原市・厚木市)
- 5 福祉保健事務所〇〇センター(秦野・茅ヶ崎支所・三崎・足柄上・大和)

Q3 保健所等からの指導に係る連絡等について

診療された患者が、後日、陽性だったと判明した場合、貴院に、(1)いつ、(2)どこから、(3)どのような形で連絡が来ましたか。

(1) いつ 1 診療時間内( 時頃) 2 診療時間外( 時頃)

(2) どこから 1 Q2で回答の保健所等から  
2 Q2で回答の保健所設置の市町村等から  
3 その他( )

(3) どのような形で  
1 電話 2 FAX 3メール 4 その他( )

(4) 連絡があった際の内容はどのようなものでしたか

- 1 当該患者の診療を実際に行ったかどうかの確認のみ。
- 2 患者の状況説明後と貴院の今後の対応について説明したい旨、求められた。
- 3 患者の状況説明後、今後の診療を中断するよう求められた。
- 4 その他(下記にご記入下さい)

Q4 保健所等の指導内容について

(1) 保健所等から何名の職員が来ましたか。

①1名 ②2~3名 ③4~5名 ④6名以上

(2) 保健所等からの質問内容をご記入下さい。

(3) 保健所等が設備など、現場調査で確認されたことは

- 1 ある                      2 ない

ある場合、具体的に下記に内容を記入して下さい。

(4) 保健所等から、資料等の提出を求められた物が

- 1 ある                      2 ない

ある場合、具体的に下記に内容を記入して下さい。

(5) 診療の停止は

- 1 求められた              2 求められない

求められた場合、下記に内容を記入して下さい。

(6) 診療再開の目安と再開に当たっての許可について指導が

- 1 ある                      2 ない

ある場合、内容を記入して下さい。

(7) 当該患者の介護保険施設利用や介護サービス利用方法について指導が

- 1 ある                      2 ない

ある場合、下記に内容を記入して下さい

(8) 保健所等の最終的な指導内容を具体的に下記に記入して下さい。

記入スペースが少ないので、設問に関するコメントは下記にまとめて記入いただいても構いませんし、自由意見等あれば記入して下さい。

ご協力ありがとうございました。

頂いた貴重な情報は、会員間の情報共有のために利用するものであり、個人が特定されるような公表を行うことはございません。

# 県民のみなさまへ

TOP > [補足ページ](#) > 新型コロナウイルス感染症陽性患者が判明した際の 保健所等の指導内容について（会員からの情報提供のお願い）

健康に関する情報

医師会の催し物

感染症に関する情報

新型コロナウイルス感染症「COVID-19」関連情報

## 新型コロナウイルス感染症陽性患者が判明した際の 保健所等の指導内容について（会員からの情報提供のお願い）

最終更新日：2020年04月10日

県内の医療機関を探す

2 神医第 55号  
令和2年4月10日

行政関連情報

郡市医師会長 殿

神奈川県医師会新型コロナウイルス対策本部  
本部長 菊岡正和

都市区医師会のサイト一覧

医療系団体のサイト一覧

医師会について

新型コロナウイルス感染症陽性患者が判明した際の  
保健所等の指導内容について（会員からの情報提供のお願い）

新型コロナウイルス感染症がいよいよ蔓延期に近づき、県内での累計陽性者数も350名を超えました。このような状況の中で、診療した患者さんが後日、同感染症の陽性が判明するといった事例が多数散見されております。

その結果、保健所等の指導により、「医療機関名の公表」、「診療の停止命令の問題」等の不安から、発熱や風邪症状の患者の診療を断らざるを得ないと、判断されている診療所もあり、会員の先生方の最大の関心事といっても過言ではありません。

本会としては、十分な医療資材がない中で、現場の最前線で戦う会員を守るためには、実際に経験をされた先生方からの情報提供がなによりも重要と考えております。

そして、貴重な情報を蓄積・整理し、陽性患者が判明した際に会員の先生方が冷静に対応できるよう、対策を講ずると共に、会員専用HPで情報提供を検討してまいります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了いただき、当該事例【診療した患者が後日、同感染症の陽性が判明し、診療所に対し保健所等の指導があった事例】を経験された先生（匿名・情報秘匿）から、県医師会への情報提供にご協力いただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

事務担当：地域保健課 和田  
〒231-0037  
横浜市中区富士見町3-1

TEL : 045-241-7000 FAX : 045-241-1464

E-mail: kansensho@kanagawa.med.or.jp

新型コロナウイルス感染症陽性患者が判明した際の  
保健所等の指導内容の情報提供について（任意アンケートはこちらから）



公益社団法人 神奈川県医師会

〒231-0037 神奈川県横浜市中区富士見町3-1 神奈川県医師会会館3階

TEL : 045-241-7000

FAX : 045-241-1464

copyright©2014 Kanagawa Prefecture Medical Association all rights reserved

# 県民のみなさまへ

TOP > [補足ページ](#) > [新型コロナウイルス感染症 陽性患者が判明した際の 保健所等の指導内容について](#) (情報提供)

健康に関する情報

医師会の催し物

感染症に関する情報

県内の医療機関を探す

休日急患診療所を探す

行政関連情報

都市区医師会のサイト一覧

医療系団体のサイト一覧

医師会について

新型コロナウイルス感染症「COVID-19」関連情報

## 新型コロナウイルス感染症 陽性患者が判明した際の 保健所等の指導内容について (情報提供)

最終更新日：2020年04月10日

### 1 趣旨

現在、神奈川県内でも多数の新型コロナウイルス感染症 陽性患者が発生しております。このような状況の中で、「診療した患者さんが後日、同感染症の陽性が判明した」といった事例が多数散見されております。

その結果、保健所等の指導により、「医療機関名の公表」、「診療の停止命令の問題」等の不安から、発熱や風邪症状の患者の診療を断らざるを得ないと、判断されている先生方もいると伺っております。

この度、本会ではそのような事例【診療した患者が後日、同感染症の陽性が判明し、診療所に対し保健所等の指導があった事例】を経験された先生方（匿名・情報秘匿）から、県医師会へ貴重な事例を情報提供いただき整理し、今後の対策を講ずるとともに、保健所間の指導内容の差異なども検証し、会員HPに情報提供してまいります。

### 2 情報提供の方法

当該事例経験医師（会員医療機関）から、県医師会へ情報提供をいただく際には下記のいずれかの方法をお願いします。

#### (1) フォームによる情報提供

県医師会HP (<https://kanagawa-med.or.jp/>) トップページ > [新型コロナウイルス感染症「COVID-19」関連情報](#) > [医療機関向け](#) > (会員からの情報提供のお願い) にアクセス後、アンケートお答えいただき、フォーム送信をお願いします。

#### (2) FAXによる情報提供

(1)と同様箇所（会員からの情報提供のお願い）にアクセスし、「情報提供用紙」（Word版・PDF版）をダウンロードし、必要事項を記入し、FAX（045-250-1251 FAX専用）でお送りください。

- FAX用(PDF) (310.53 kB)



- FAX用(Word) (26.88 kB)

### (3) 実施期間

実施期間は当面の間といたします。(現段階で締め切りは決めておりません)

## 3 情報提供に関する問合せ先

県医師会地域保健課 和田

TEL : 045-241-7000 E-mail:kansensho@kanagawa.med.or.jp



公益社団法人 神奈川県医師会

〒231-0037 神奈川県横浜市中区土井町3-1 神奈川県医師会会館3階

TEL . 045-241-7000

FAX . 045-241-1464

copyright©2014 Kanagawa Prefecture Medical Association all rights reserved

# 県民のみなさまへ

[TOP](#) > [補足ページ](#) > [会員からの情報提供のお願い](#)

健康に関する情報

医師会の催し物

感染症に関する情報

県内の医療機関を探す

休日急患診療所を探す

行政関連情報

都市区医師会のサイト一覧

医療系団体のサイト一覧

医師会について

新型コロナウイルス感染症「COVID-19」関連情報

## 会員からの情報提供のお願い

最終更新日：2020年04月10日

Q1 貴院は

- 1 病院
- 2 診療所
- 3 その他

その他内容

Q2 管轄保健所等はどちらですか。

- 1 福祉保健センター（横浜市）
- 2 地域見守り支援センター（川崎市）
- 3 保健所（相模原市・横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市）
- 4 保健福祉事務所（平塚市・鎌倉市・小田原市・厚木市）
- 5 福祉保健事務所〇〇センター（秦野・茅ヶ崎支所・三崎・足柄上・大和）

Q3 保健所等からの指導に係る連絡等について

診療された患者が、後日、陽性だったと判明した場合、貴院に、(1)いつ、(2)どこから、(3)どのような形で連絡が来ましたか。

(1) いつ

- 1 診療時間内
- 2 診療時間外

時頃

(2) どこから

- 1 Q2で回答の保健所等から
- 2 Q2で回答の保健所設置の市町村等から
- 3 その他

その他内容

(3) どのような形で

- 1 電話

- 2 FAX
- 3 メール
- 4 その他

その他内容

(4) 連絡があった際の内容はどのようなものでしたか

- 1 当該患者の診療を実際に行ったかどうかの確認のみ。
- 2 患者の状況説明後と貴院の今後の対応について説明したい旨、求められた。
- 3 患者の状況説明後、今後の診療を中断するよう求められた。
- 4 その他

その他内容（下記にご記入下さい）

Q4 保健所等の指導内容について

(1) 保健所等から何名の職員が来ましたか。

- ① 1名
- ② 2～3名
- ③ 4～5名
- ④ 6名以上

(2) 保健所等からの質問内容をご記入下さい。

(3) 保健所等が設備など、現場調査で確認されたことはありますか。

- 1 ある
- 2 ない

ある場合、下記にご記入ください。

(4) 保健所等から、資料等の提出を

- 1 求められた
- 2 求められていない

求められた場合、下記に内容をご記入ください。

(5) 診療の停止は

- 1 求められた
- 2 求められていない

求められた場合、下記に内容を記入してください。

(6) 診療再開の目安と再開に当たっての許可について指導が

- 1 ある
- 2 ない

ある場合、内容を記入してください。

(7) 当該患者の介護保険施設利用や介護サービス利用方法について指導が

- 1 ある
- 2 ない

ある場合、下記に内容を記入してください。

(8) 保健所等の最終的な指導内容を具体的に下記に記入してください。

記入スペースが少ないので、設問に関するコメントは下記にまとめてご記入いただいても構いませんし、自由意見等あればご記入ください。

(スパム対策) 神奈川県の県庁所在地は? ●●市※漢字二文字

送信する



公益社団法人 神奈川県医師会

〒231-0037 神奈川県横浜市中区鶴岡2丁目3番1号 神奈川県医師会会館3階

TEL 045-241-7000

FAX 045-241-1464

copyrights 2014 Kanagawa Prefecture Medical Association all rights reserved